



平成 19 年 1 月 19 日

各 位

上 場 会 社 名 イーサポートリンク株式会社
(コード番号：2493 大証ヘラクレス)
本 社 所 在 地 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号
代 表 者 代表取締役社長 堀 内 信 介
取 締 役 兼 常 務 執 行 仲 村 淳
問 合 せ 先 役員管理本部長
電 話 番 号 TEL (03) 5979-0666
U R L <http://www.e-supportlink.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年1月19日開催の取締役会において、平成19年2月27日に開催を予定している第9回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、その概要をお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性向上のため、当社の公告方法を電子公告とし、あわせて事故その他不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるものであります(変更案第5条)。
- (2) 当社株式が平成18年8月10日をもって株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」へ上場されたことに伴い、当社の発行する株式は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づいて株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、新たに「実質株主」および「実質株主名簿」に係る事項が加わることになりましたので、これに対応した所要の変更を行うものであります(変更案第9条、変更案第14条)。
- (3) 社外取締役との間で責任限定契約を締結する場合の責任の限度額について、法令で規定する額に見直しを行うものであります(変更案第26条)。なお、変更案第26条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 会社法施行に伴う変更

「会社法」(平成18年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなすことが認められたことから、株主様への情報提供の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります(変更案第14条)。

代理人の議決権行使について、その人数および行使方法を明らかにするため、所要の変更を行うものであります(変更案第16条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催

せずに決議があったものとみなすことを可能とするため、規定の新設を行うものであります
(変更案第23条第2項)。

社外監査役に優秀な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の新設を行うものであります (変更案第34条第2項)。

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2 . 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年2月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年2月27日(火曜日)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、イーサポートリンク株式会社と称し、英文では E SUPPORTLINK, Ltd. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. インターネットによる情報提供サービス業2. インターネットを利用する情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託3. インターネットプロバイダー業4. アプリケーションサービスプロバイダー業5. コンピューター及びコンピューター関連機器の賃貸、導入指導6. コンピューターシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務7. コンピューター入力オペレーション業務代行8. 食品、日用雑貨品の運送業9. 食品、日用雑貨品の流通卸業10. 倉庫業11. 農水畜産品加工業12. ファクタリング業13. 市場開発・販売のための調査、企画業務14. 市場調査、広告宣伝に関する業務15. 経営コンサルティング業務16. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">1. インターネットによる情報提供サービス業2. インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託3. インターネットプロバイダー業4. アプリケーションサービスプロバイダー業5. コンピューターおよびコンピューター関連機器の賃貸、導入指導6. コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務7. コンピューター入力オペレーション業務代行8. 食品、日用雑貨品の運送業9. 食品、日用雑貨品の流通卸業10. 倉庫業11. 農水畜産品加工業12. ファクタリング業13. 市場開発・販売のための調査、企画業務14. 市場調査、広告宣伝に関する業務15. 経営コンサルティング業務16. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 取締役会</u><u>2. 監査役</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、107,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>— <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>— <u>当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、端株の買取、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">3. 監査役会</p> <p style="text-align: center;">4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、107,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、端株の買取、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>— <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株</u></p>	<p>は<u>取り扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行</u>う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p><u>第13条</u> 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p>	<p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p>
<p>— <u>前項</u>の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p><u>第15条</u> 当会社の取締役は、9名以内とする。</p>	<p><u>第17条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 — 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p><u>第18条</u> (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>
<p>— <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p><u>第18条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>
<p>— 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>— 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>— 取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定</u>により、<u>取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>— 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定</u>により、<u>社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定</u>により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定</u>により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 26 条</u> 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 27 条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>— 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 28 条</u> 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 30 条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、</u></p>	<p>第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 27 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 28 条</u> 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 30 条</u> 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 31 条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>— 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第 32 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査役会規程)</p>
<p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 34 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
<p>第 35 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 35 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 36 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌11月30日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1. <u>第17条(任期)の規定にかかわらず、平成17年2月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。なお、本附則は、該当する取締役全員の任期終了後、これを削除する。</u></p>	<p><u>する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 <u>剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>